

令和5年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	鹿児島県 三島村（鹿児島県） 十島村（〃） 大和村（〃） 宇検村（〃）	段階補正の割増下限人口の引き下げ	多くの費目で4,000人とされている段階補正の割増下限人口について、小規模団体の財政需要をよりの確に反映するために、一部の費目（社会福祉費、保健衛生費、戸籍住民基本台帳費）の段階補正の割増下限人口を4,000人から引き下げようご検討いただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行っているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいる。
2	(省)	継続	京都市（京都府）	小規模市町村に有利な算定方法の見直し	指定都市に対する財源配分が相対的に不利となっているため、小規模市町村に有利な算定方法を見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、都市化の度合に応じた需要額の割増し等を行っている。 令和5年度算定においても、都市部を中心に近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	新規	深浦町（青森県） 青森県 上越市（新潟県） 新温泉町（兵庫県）	消防団員の年額報酬に係る 補正係数の充実	密度補正Ⅲの全団員への拡充	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和4年度における消防団員の年額報酬等に係る地方財政措置の見直しは、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防庁長官通知）により策定された「非常勤消防団員の報酬等の基準」において、団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえたものである。
4	(省)	新規	京丹波町（京都府） 真庭市（岡山県）	消防費における「標準額支 払団員数」に係る密度補正 の見直し	消防費の密度補正Ⅲについては、年額報酬標準額の引き上げを踏まえ、各団体の非常勤消防職員の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、標準額支払団員数に応じた算定に変更されたものと承知している。一方で、団員数が2倍超の団体は、報酬を標準額まで引き上げるとより負担額が大きくなるため、団体の実情を踏まえ、財政需要をより適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 令和4年度における消防団員の年額報酬等に係る地方財政措置の見直しは、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に反映するために行ったものである。普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものであり、現行の密度補正の見直しについては、各市町村における報酬の引上げの状況等を踏まえ、特別交付税措置の方法とあわせて必要に応じて検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[消防費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
5	(省)	新規	橿原市（奈良県） 桜井市（"） 山添村（"） 曾爾村（"） 御杖村（"） 王寺町（"） 大淀町（"） 黒滝村（"） 天川村（"） 野迫川村（"） 十津川村（"） 下北山村（"） 上北山村（"） 川上村（"） 東吉野村（"）	小規模団体における消防費 の更なる充実	小規模団体において適切な消防体制 が確保できるよう、段階補正や密度補 正の拡充をお願いしたい	一部採用する。 人口規模に応じた段階区分ごとの消防 職員数については、実際の消防職員数や 決算の状況を踏まえて設定しており、小 規模団体については、令和5年度におい ても、引き続き見直しを行ったところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(省)	継続	札幌市（北海道）	道路除排雪経費の実態に見合った寒冷補正係数の引上げ	需要額について、実態に即した算定方法にすべきと考える。 平成30年度同意見…引き続き検討 令和元年度同意見…引き続き検討 令和2年度同意見…引き続き検討 令和3年度同意見…引き続き検討 令和4年度同意見…一部採用	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 除排雪に要する経費については、令和4年度において、積雪の差による級地区分の見直しを行ったところであるが、今後も除排雪経費に係る実態を把握し、検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	新規	岩内町（北海道）	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した下水道料減免による基準財政需要額減少への措置について	岩内町は、国と地方が一体となった新型コロナウイルス感染症の対策として臨時交付金を活用した下水道料の減免を行っており、必要な経費は減少していない一方で、基準財政需要額が大幅に減少し、財政運営に大きな影響が生じるおそれがあるため、現状の算定方法では捕捉できない事案として、特段の考慮をする必要があると考える。 適切な需要額となるよう、算定方法の弾力的な適用を図るとともに、特別交付税での措置も視野に入れるべきと考え、意見を提出する。	以下の理由により採用しない。 高資本費対策に係る措置は、資本費の高い団体について、使用料の徴収が可能となる程度まで処理原価を下げるための措置であることから、使用料単価の基準を下回るレベルまで使用料単価を下げる団体に対して、本措置は適用することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(省)	新規	石巻市（宮城県）	公共下水道の維持管理に係る雨水ポンプ場の箇所数を用いた密度補正の導入について	公共下水道の維持管理経費は、排水人口や排水面積に単純比例するものではなく、多くの雨水ポンプ場を整備して浸水対策を十分に行う必要がある地域では、多額の維持管理経費が必要となるものであり、現在の排水人口及び排水面積に加え、雨水ポンプ場の箇所数を用いた密度補正の導入を要望する。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。雨水処理施設の標準的な維持管理費は、単位費用及び密度補正（排水人口・排水面積）で基準財政需要額に算入されている。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。
9	(省)	継続	宮城県	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件算定方法の見直し	下水道費の投資補正（高資本費対策）に係る30年未満要件について、1事業の中で2以上の処理区域がある下水道事業については、処理区域単位で30年未満要件を判定していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[下水道費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	継続	甲賀市(滋賀県)	下水道費の資本費にかかる基準財政需要額への適切な算入	合併前団体の単位であれば供用開始後30年が経過していない区域があるが、そのうち最も早い供用開始年月日が平成4年9月1日のため、令和4年算定から対象外となった。また、現在も下水道整備を進めており、今後も資本費がかかる見込みである。それらの背景から供用開始後30年経過後も資本費が高額なため30年未満要件について廃止を含めて見直してほしい。(本県からも同意見として廃止を含めて提出するもの。)	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。
11	(省)	継続	滋賀県	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件の見直し	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件について、「下水道財政のあり方に関する研究会」報告のとおり、廃止を含めて見直してほしい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。
12	(省)	継続	宮津市(京都府)	下水道費投資補正(高資本費対策)に係る供用開始後30年未満要件の緩和	下水道の高資本費対策については、供用開始後30年未満は財政措置がなされている。一方で、供用開始から30年経過後も資本費が高水準な団体が全国に存在すること、今後人口減少や企業活動の衰退が見込まれる中で持続可能な下水道事業の運営が求められていることを踏まえ、要件を緩和し、30年経過後についても引き続き措置が継続されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[小中学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	新規	夕張市（北海道）	スクールバス・スクールポート数の計上要件の変更	<p>普通交付税の基礎数値となる要件は、「登下校で通学に供するスクールバス等で、運行日数が7割程度使用されるもの」とされている。</p> <p>しかし、地域によっては経費削減などの理由から登下校で車両を変更し運行している場合があり、場合によっては運行日数が7割未満となり、普通交付税では措置されないこととなるが、実態は稼働本数によって委託料を支払っていることから、片道運行の場合でも実態として車両を変更して往復運行を行っている場合は、基礎数値の対象とみなす必要があると考える。</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。普通交付税の措置要件を満たさないスクールバス等については、特別交付税により所要の措置が講じられているところ。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(省)	継続	大阪市（大阪府）	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[生活保護費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	大阪市（大阪府）	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	被保護者調査「第11表 医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数（レセプト）」を、平成28年度より個人ごとに固定化されている受給者番号を用いて「人」ベースに名寄せすることで、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおり被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えられる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(省)	継続	大阪市（大阪府） 尼崎市（兵庫県） 那覇市（沖縄県）	児童扶養手当の密度補正の見直し	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、算定の簡素化や財政需要の明確化の観点からも、H18年度の三位一体の改革における負担割合の変更により発生する地方負担額（増加需要額）に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分（1/4）の需要額も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入されるべきである。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正は、三位一体の改革による国の負担割合の変更に伴う地方負担の増加分について必要となる財源を適切に確保するとともに、地方団体間の財政力格差を拡大しないよう特別に適用しているものである。 三位一体の改革における負担割合の変更により発生した地方負担額以外の部分についても密度補正を講じることについては、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	新規	泉大津市（大阪府）	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業における基準財政需要額への算入	重度障害者等就労支援特別事業について、サービス利用者数を基礎とした密度補正を新設していただきたい。	以下の理由により採用しない。 重度障害者等就労支援特別事業に係る経費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費に係る新たな密度補正措置の導入については、財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点や算定の簡素化といった観点も踏まえ、慎重を期す必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(省)	新規	香芝市（奈良県）	障害児保育に関する基礎数値の見直し	障害児受入人員については、市町村により把握方法等に誤差はありと想定されるが、入園（所）した後に、障害の有無が判明するケースがあり、保護者と協議の上、認定されるケースがある結果、障害児受入人員が4月時点より増加しているケースがある。 従って、基礎数値の時点についてn年度4月分からn-1年度10月分に変更すべきである。	以下の理由により採用しない。 障害児保育に係る算定に当たっては、保育所運営費の算定と同様に、当該年度の4月1日現在の障害児受入人員の数値により基準財政需要額を算定しており、前年度途中の数値の異動も4月1日現在の数値に反映されているものと考えられる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
19	(省)	継続	北海道（札幌市）	精神障害者通院患者医療費における地域の実態を踏まえた算定	精神障害者通院患者医療費について、各団体における人口一人当たりの公費負担額総額やレセプト件数、支給認定件数には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うべき。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。精神障害者通院患者医療費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(省)	継続	札幌市（北海道）	指定難病の特定医療費の交付税措置にかかる補正係数の創設について	指定難病の特定医療費について、多額の算入不足額を生じているため、人口当たりの指定難病患者数等の統計数値を用いた補正を行い、客観的・合理的に財政需要を把握できる算出方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。特定医療費の支給に要する経費については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を算入しており、都道府県分は単位費用において、指定都市分は普通態容補正（権能差）において算定している。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。
21	(省)	継続	美唄市（北海道）	近年の資材単価等の動向を勘案した公立病院の施設設備に関する措置	建設改良に係る交付税措置について、建設物価指数が増加傾向にあること、また、ロシアのウクライナ侵攻後、建設資材高騰により公立病院の負担が多いことから、公立病院施設整備にあたり、実勢や地域の実情に合致した交付税対象建築単価に見直ししていただきたい。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価を引上げることにする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[保健衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法) (省)	継続	金沢市（石川県） 京都市（京都府） 大阪市（大阪府）	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所設置市の恒常的な人員体制の強化について	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所の恒常的な人員体制強化に伴う追加需要に対して、普通態容補正の見直し等により、実態に即した交付税措置を講じていただきたい。	一部採用する。 保健所の恒常的な人員体制強化のため、令和4年度においては、令和3年度に引き続き、衛生費の保健所費（保健所）において、感染症対応業務に従事する保健師を道府県標準団体で6名増員するとともに、指定都市、中核市及び保健所設置市の算定における普通態容補正の設定に当たっては、当該経費を適切に反映している。 令和5年度においても、衛生費の同細目において感染症対応業務に従事する保健師を新たに道府県標準団体で6名増員するとともに、指定都市等の算定において同様の措置を講ずることとする。
23	(省)	新規	川崎市（神奈川県）	妊娠・出産された全ての方を対象とした経済的支援の市区町村負担分1/6についての適切な反映	妊娠出産子育て支援交付金に係る地方負担額については適切に措置されるべきであり、妊娠届出数・出生数は「地域保健・健康増進事業報告」、「住民基本台帳年報」から正確に捕捉できることから、各団体の財政需要を正確に捕捉し、措置不足が生じることのないよう保健衛生費において適切な補正係数による算定をお願いしたい。	一部採用する。 妊娠出産子育て支援交付金の地方負担については、国の予算措置状況等を踏まえ、所要の経費を保健衛生費の母子衛生費において単位費用措置することとし、当該経費を適切に反映することとしている。また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえ、慎重に検討していく必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(省)	継続	大阪市（大阪府）	老人医療費（後期高齢者医療事業会計等に係るもの）の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は一樣ではないと思われるが、更に高齢化が進み、今後対象者数が増加していくことを考慮したうえで、決算額と交付額の乖離が縮減されるようより適切な措置を検討いただきたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。また、新たな密度補正措置の創設については、算定の簡素化や財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点も踏まえる必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[清掃費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
25	(省)	継続	京都市（京都府）	観光立国の推進に関する財政需要の適切な反映について	観光地における清掃費の財政需要を反映させるための密度補正の指標が「入湯客数」のため、温泉地以外では、適切に財政需要を反映できていないと考えられる。宿泊に関する既存の官庁統計を複数用いることなどにより、観光地特有の行政需要が適切に反映されるよう検討されたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税算定に用いる数値については、算定の公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な指標で、地方団体ごとのデータが存在している必要がある。宿泊に関する既存の官庁統計を複数用いた場合であっても統計データ間の整合性等が求められるほか、宿泊以外の観光客に係る財政需要が適切に捕捉できない中では、補正係数の設定は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	継続	綾部市（京都府） 境港市（鳥取県） 琴浦町（〃） 大崎町（鹿児島県）	外国青年招致人員の対象範囲の見直し	語学指導助手について、現行のJETプログラム、姉妹都市協定、首長間交流協定に基づいて任用される者以外も密度補正の対象とされたい。	一部採用する。 JETプログラム等については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであり、この趣旨を踏まえ、姉妹校等提携に基づくALTについても、対象に追加することとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
27	(省)	新規	大阪市（大阪府）	事業所税見合いの需要に係る算定方法 【事業所税、地域振興費】	団体ごとの事業所税収入に見合った需要が算定されるよう人口30万人未満の団体と同様に個別に単価を設定して算定すべきと考えるが、これが難しいとしても、より事業所税と相関関係がある事業所数や昼間人口に応じた単価を設定されたい。	以下の理由により採用しない。 すべての団体ごとに個別に単価を設定すること等については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。 なお、事業所税見合いの需要については、事業所税収入の用途状況を踏まえつつ、平成30年度から算入額を段階的に引き上げているところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	新規	帯広市（北海道）	マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討	マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討することに対し、自治体の財源を保障するといった地方交付税本来の機能が損なわれないよう、制度設計をしていただきたい。	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額分（マイナンバーカード利活用特別分50億円）については、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしており、具体的には、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定することとし、その上で、マイナンバーカードの保有枚数率が「上位3分の1の市町村が達している保有枚数率」以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの保有枚数率に応じた割増し率により算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(省)	新規	八王子市（東京都）	マイナンバーカードの普及状況を交付税算定へ反映することについて	マイナンバーカードの普及状況を普通交付税算定へ反映することに関し、各自治体から出ている意見を十分に踏まえた検討をしてもらいたい。	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額分（マイナンバーカード利活用特別分50億円）については、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしており、具体的には、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定することとし、その上で、マイナンバーカードの保有枚数率が「上位3分の1の市町村が達している保有枚数率」以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの保有枚数率に応じた割増し率により算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
30	(省)	新規	石井町（徳島県）	マイナンバーカード交付率の財政需要算入	「マイナンバーカードの交付率」の普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要算定への反映について、算入の取りやめ、もしくは交付率が低い団体が不利にならないような算定方法とされたい。	採用する。 「地域デジタル社会推進費」の増額分（マイナンバーカード利活用特別分50億円）については、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしており、具体的には、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定することとし、その上で、マイナンバーカードの保有枚数率が「上位3分の1の市町村が達している保有枚数率」以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの保有枚数率に応じた割増し率により算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[市町村分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	継続	名古屋市（愛知県） 大阪市（大阪府） 岡山市（岡山県） 広島市（広島県）	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	財政力の弱い団体への配慮や財源調整機能を強化するという観点から、財政力に応じた補正はやむを得ないと考えるが、財政力指数の高い団体にあっても、依然として厳しい財政運営を強いられているため、補正係数の算出にあたっては配慮していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力に応じた補正を講じて算定している。 その上で、行政権能が町村より道府県に近い指定都市において、一般市町村と同様の算定方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定している。 なお、令和5年度の地方財政計画においては、臨時財政対策債の発行額を前年度比0.8兆円減と抑制した。